

さいたま市内保育施設の災害時における臨時休園等のガイドライン

1. 全般

(1) ガイドラインの目的

市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所（以下、「保育所等」という。）において、台風・豪雨等の自然災害発生時（以下、「災害時」という。）の平常時の保育を継続できない状態において、子ども、保護者、保育従事者等の安全を守るため、保育所等の開所や臨時休園等の対応について、ガイドラインを定める。

(2) ガイドラインの留意点

本ガイドラインについて、次の事項に留意すること。

- ・本ガイドラインは災害時の基本的な対応の方向性を示すものであり、各保育所等がより詳細な計画、マニュアル、運用指針等を適切に整備し職員間で共有することを基本とする。また、平常時から災害時の対応について保護者と共有することも重要である。
- ・災害時の対応については、厚生労働省通知（平成28年9月9日雇児総発0909第2号）に基づく「非常災害対策計画」を備えるとともに定期的に内容を検証し、職員間で共有すること。また、毎月の避難訓練や備蓄計画等にも反映させ、平常時から非常事態に備えること。
- ・災害時から平常時への移行に際して、事業継続計画（BCP）を策定しておくことも有効である。

2. 自然災害／風水害発生時の対応

(1) 基本的な対応方針

保育所等については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則として開所となる。ただし、特に発災中は人命第一に適切に対応すること。また、風水害は天気予報等により事前に予測しやすい側面があり、災害対応についても各保育所等の環境や立地条件等によって異なることから、さいたま市から発令された警戒レベルに応じた臨時休園や保育の縮小などの対応をあらかじめ保護者と合意形成を図り、各保育所等で決定すること。

《警戒レベル、住民がとるべき行動について》

警戒レベル	状況	避難情報等	住民がとるべき行動
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保	命の危険があります。直ちに安全確保して下さい。 例) 緊急安全確保
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~			
4	災害のおそれ高い	避難指示	危険な場所から全員避難してください。 例) 立退き避難又は屋内安全確保
3	災害のおそれあり	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難してください。 例) 高齢者及び障害のある人等、及び支援者の避難
2	気象状況悪化	大雨・洪水注意報など (気象庁が発表)	自らの避難行動を確認してください。 例) ハザードマップ等により災害リスクを確認
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁が発表)	災害への心構えを高めてください。 例) 防災気象情報等の最新情報に注意する

出典：さいたま市ホームページ

- ※市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。
- ※警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである。
- ※警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限らず、状況が急変することがある。
- ※気象庁が警報等を発令した場合でも、さいたま市が警戒レベルを発令するとは限らない。さいたま市では、さいたま市地域防災計画の判断基準に基づき警戒レベルを発令するか判断している。なお、警戒レベル5（河川の氾濫に関するもの）については、国土交通省からも発令される可能性がある。
- ※警戒レベルの発令状況等については、さいたま市のホームページ等を参照すること。

## (2) 臨時休園等の取り扱いについて

保育所等の所在地において、さいたま市等から「警戒レベル3以上」が発令された場合は、以下のとおり対応すること。

### ● 臨時休園の対応について（保護者と合意形成の上、各保育所等で定める事項）

- ・「午前6時時点で発令中」又は「午前6時から開園時刻までに発令」の場合

警戒レベル（避難情報等）	保育所等の対応
警戒レベル3 （高齢者等避難）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨時休園とする。 （安全が確保される場合に限り、必要な方の保育の検討）</li> <li>・ 保護者への連絡に努める。</li> <li>・ 事前に臨時休園とした場合、所管課へ報告すること。</li> </ul>
警戒レベル4 （避難指示）	
警戒レベル5 （緊急安全確保）	

※特に警戒レベル3は、災害の兆候が生じる前にも発令されることもあるため、保育所等と保護者との意識の乖離が生じやすい。そのため、より丁寧に保護者と合意形成を図る必要がある。

<p>《参考／公立保育所の例》 ※公立保育所の取り扱いは変更となる場合があります</p> <p>▷午前6時の時点で臨時休園を判断。（午前の途中からの保育は行わない。）</p> <p>▷午前10時の時点で安全が確認できれば午後の保育を再開。（午前10時の時点で安全が確認できなければ、1日休園。）</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ・「開園中に発令」の場合

警戒レベル（避難情報等）	保育所等の対応
警戒レベル3 （高齢者等避難）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則、あらかじめ保護者に周知している避難所へ園児を速やかに避難させる。ただし、他の避難所や園内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。</li> <li>・ 保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えを依頼する連絡」に努める。</li> </ul>
警戒レベル4 （避難指示）	

警戒レベル5 (緊急安全確保)	※発災中で安全が確保できない場合、保護者のお迎えや子どもの引き渡しは大変な危険が伴う。 ・区支援課へ避難の連絡に努める。
--------------------	-----------------------------------------------------------------

- ・鉄道等の「計画運休」が発表された際、職員体制を確認し十分な保育体制が確保できないと判断した場合は、特に計画運休に該当する公共交通機関を利用する保護者を中心に登園自粛のお願いをすることは妨げない。ただし、平常時から計画運休の際の保育の縮小及び登園自粛の可能性について、保護者と合意形成を図っておくこと。また、原則、保育が必要な方に対しては、保育の提供に努めること。

●臨時休園の判断

- ・市のガイドラインを参考にしながら、保育所等の立地や職員体制条件等を含め事前に保護者と合意形成を図った上で各保育所等の設置者、運営者、施設長等が判断する。
- ・長期間にわたって保育の再開が見込めない場合は、市の要請に基づく臨時休園を検討する必要があるため、市と協議すること。
- ・災害情報等の発令時においても、医療体制や社会基盤の維持、災害対策・復旧に関する業務に従事する者など、保育が必要な方については個別に相談等に応じること。

●災害後の業務復旧

- ・災害後は、次の事項等を確認しながら安全に配慮し保育を再開すること。
  - ①施設の安全の確保
  - ②施設周辺の安全の確保
  - ③ライフラインの状況（電気、水道、ガス、通信、交通、等）
  - ④職員体制の確保
  - ⑤給食の提供（一時的に弁当持参等の対応も検討） など
- ・保育の再開にあたっては、安全を確認次第、速やかに再開すること。再開の条件等についてはあらかじめ保護者へ提示し、合意形成を図ること。